

## 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

対象

DB

厚年基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について、本日通知が発出されました。
  - 内容は「企業年金基金の名称の審査基準に係る改正」※です。
- ※ パブリックコメントの結果については、以下をご参照ください。  
[「企業年金基金の名称の審査基準に係る改正について」に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について](#)
- 改正日：平成28年8月1日

### 企業年金基金の名称の審査基準に係る改正内容

規約認可事項	審査要領
名称中に「企業年金基金」という文字を用いていること。(DB法第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他に同じ名称の基金が存在しないことを確認すること。</li> <li>・基金の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次の基準を満たしていること。</li> </ul> <p>①既存の企業年金基金と誤認させるおそれのある名称でないこと。</p> <p>②国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称でないこと。</p> <p>③複数の事業所(事業所間の人的関係又は資本関係が緊密な場合を除く。)が共同して設立しようとする場合は、事業所の所在する地域とかけはなれた名称でないこと。</p> <p>(下線部分が新たに追加された審査要領)</p>

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。